

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

専門部会要綱

第1項 趣旨

この要綱は、検討委員会運営細則第9項の規定に基づき設置する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 |
| (2) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (3) 会議 | 専門部会の会議 |
| (4) 委員 | 専門部会の委員 |

第3項 設置

検討委員会に、別表に掲げる専門部会を置き、当該専門部会において担任する事務、委員の構成及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

第4項 会長及び副会長

会長及び副会長の選任等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、専門部会の事務を総理し、専門部会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5項 会議の開催及び議事

会議の開催及び議事は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、委員長が招集し、会長が会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6項 参考意見等の聴取

専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第7項 庶務

専門部会の庶務を処理する機関は、印西クリーンセンターとする。

第8項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室とする。

第9項 会議の非公開

個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とする。

第10項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、専門部会において確認した後、これを公表する。ただし、第9項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しない。

第11項 氏名の公表

会議録に委員の氏名を記載し、これを公表する。

第12項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるものを他人に漏らしてはならない。

第13項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、検討委員会会議傍聴遵守事項を準用する。

なお、当該遵守事項の適用においては、「検討委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「会長」とする。

第14項 委任

この要綱に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、「検討委員会の会議」で決するところにより定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月24日から適用する。

別表（第3項）

専門部会	担任する事務	委員の構成	任期
<p>専門部会を設置する都 度、本欄を記入する。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>